

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年八月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人草加ジュニアオーケストラ

三 代表者の氏名

野崎 憲司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市稲荷三丁目十三番二十六号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、音楽に関する事業活動や普及啓発活動などを通じて、児童、青少年の健全育成、社会教育活動や芸術文化の振興によるまちづくり及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、児童、青少年を対象に、草加ジュニアオーケストラ運営事業、草加青少年合唱団運営事業及び音楽を通じて青少年の健全育成や芸術文化の振興を図るその他の事業を行い、児童、青少年の健全育成、芸術文化の振興によるまちづくり及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。